

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の概要

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の関係政令について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

（1）地方自治法施行令関係

- ① これまで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の規定に基づく特別の定めとして、同法以外の法律若しくはこれらに基づく政令又は地方自治法施行令の規定を根拠として行われてきた公金事務の私人への委託について、改正法により、地方自治法第243条の2等の規定を根拠として行うこととされた（令和6年4月1日施行）。これに伴い、従前の根拠規定とされていた地方自治法施行令の規定について削除等の所要の改正を行うこととする。
- ② 改正法による改正後の地方自治法（以下「新地方自治法」という。）からの委任を受け、指定公金事務取扱者等の要件を定める規定等を新設することとする。
- ③ 東日本大震災の被災地域における国直轄工事について前金払をすることができる割合の特例が令和6年4月1日に廃止することとされていることから、これに併せて、地方公共団体の公共工事について同様の特例を定めた規定を削除することとする。

（2）他令関係

- ① 改正法により、収納事務の私人への委託に関する個別法上の根拠規定が廃止されたことに伴い、これらに基づく各政令上の手続・監督等の関係規定を削除することとする。
- ② 他方、徴収事務の私人への委託に関する個別法上の根拠規定については存置することとされた上で、改正法により、手続・監督等の関係規定は新地方自治法の規定が適用することとされたことに伴い、これらの個別法に基づく各政令上の手続・監督等の関係規定を削除することとする。なお、改正法による改正後の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）において、新地方自治法第243条の2等の規定を準用することとしたことから、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）においては、地方自治法施行令の関係規定を準用することとした上で、所要の読替規定等を規定することとする。
- ③ 新地方自治法において、会計年度任用職員について勤勉手当を支給できることとされたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）における期末手当等に勤勉手当を追加する改正を行う。
- ④ その他、改正法の施行及び本政令における政令改正に伴い必要な改正を行う。

3. 施行期日

令和6年4月1日